- 主 文 1 被告らは、自ら若しくは所属組合員、支援者等の第三者をして、下記の行為によって原告Aの住居の平穏を害し、又はその名誉・信用を毀損する行為をし、若しくはさせてはならない。 (1) 原告Aの自宅(肩書住所地)に赴いて、面会を強要すること (2) 原告Aの自宅(肩書住所地)の門扉の中心地点を基点として、半径150メートルの範囲内の土地において、拡声器を使用し又は大声を上げるなどして原告らを非難し、演説を行い、又はシュプレヒコールをすること (3) 同土地において、原告A又は近隣住居の塀等に横断幕を掛けたり、組合旗を掲げたり、立看板をたてかけたり が(3) すること

- 9 ること
  (4) 同士地において、原告らを非難する内容のビラを配付すること
  (5) 同土地において、ゼッケンを着用し佇立又は徘徊すること
  2 被告らは、自ら若しくは所属組合員、支援者等の第三者をして、下記の行為によって原告旭ダイヤモンド工業株式会社の営業活動を妨害し、又はその名誉・信用を毀損する行為をし、若しくはさせてはならない。
  (1) 原告旭ダイヤモンド工業株式会社の本店(肩書住所地)に赴いて、面会を強要すること
  (2) 原告旭ダイヤモンド工業株式会社の本店が入居しているビル(α)の入口ドアの中心地点を基点として半径150メートルの範囲内の土地及び同社の支店、営業所、工場等の施設の各正門門扉の中心地点を基点として半径150メートルの範囲内の土地において、拡声器を使用し又は大声を上げるなどして原告らを非難し、演説を行い、又はシュプレビコールをすること

- メートルの範囲内の土地において、拡声器を使用し又は大声を上げるなどして原告らを非難し、演説を行い、又はシュプレヒコールをすること (3) 同各土地において、原告旭ダイヤモンド工業株式会社又は近隣住居の塀等に横断幕を掛けたり、組合旗を掲げたり、立看板をたてかけたりすること (4) 同各土地において、原告らを非難する内容のビラを配付すること (5) 同各土地において、ゼッケンを着用し佇立又は徘徊すること (6) 同各土地において、デモ行進の形態をとって、ゼッケンを着用し、組合旗、プラカードを掲げ、のぼりを立て、拡声器を使用し、大声を上げ、シュプレヒコールをし、又はビラを配付するなどして原告らを非難すること 3 被告らは、各自会もの対象を
- による金員を支払え 被告らは、原告旭ダイヤモンド工業株式会社に対し、各自金150万円及びこれに対する平成15年5月29日か 4 被占らは、原合心メイヤモンド工業株式会社に対し、各自金十分の別行及びこれに対する ら支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 5 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。 6 訴訟費用は、これを4分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告らの負担とする。 7 この判決は、第3項及び第4項に限り、仮に執行することができる。

## 事実及び理由

## 第1

- 第1 請求 1 被告らは、自ら若しくは所属組合員、支援者等の第三者をして、下記の行為その他の方法によって原告Aの住居の 平穏を害し、又はその名誉・信用を毀損する行為をし、若しくはさせてはならない。 (1) 原告Aの自宅(肩書住所地)に赴いて、面会を強要すること (2) 原告Aの自宅(肩書住所地)の門扉の中心地点を基点として、半径200メートルの範囲内の土地において、 拡声器を使用し又は大声を上げるなどして原告らを非難し、演説を行い、又はシュプレヒコールをすること (3) 同土地において、原告A又は近隣住居の塀等に横断幕を掛けたり、組合旗を掲げたり、立看板をたてかけたり

- すること
  (4) 同士地において、原告らを非難する内容のビラを配付すること
  (5) 同土地において、ゼッケンを着用し佇立又は徘徊すること
  2 被告らは、自ら若しくは所属組合員、支援者等の第三者をして、下記の行為その他の方法によって原告旭ダイヤモンド工業株式会社の営業活動を妨害し、又はその名誉・信用を毀損する行為をし、若しくはさせてはならない。
  (1) 原告旭ダイヤモンド工業株式会社の本店、支店、営業所、工場等同社の施設に赴いて、面会を強要すること
  (2) 原告旭ダイヤモンド工業株式会社の本店が入居しているビル(α)の入口ドアの中心地点を基点として半径2
  00メートルの範囲内の土地及び同社の支店、営業所、工場等同社の施設の各正門門扉の中心地点を基点として半径2
  00メートルの範囲内の土地において、拡声器を使用し又は大声を上げるなどして原告らを非難し、演説を行い、又はシュプレヒコールをすること
  (3) 同各土地において、原告旭ダイヤモンド工業株式会社又は近隣住居の塀等に横断幕を掛けたり、組合旗を掲げたり、立着板をたてかけたりすること
- (3) 同谷工地において、原合地ダイヤモンド工業株式芸社文は近隣住店の塀寺に傾断幕を掛けたり、組合旗を掲げたり、立着板をたてかけたりすること (4) 同各土地において、原告らを非難する内容のビラを配付すること (5) 同各土地において、ゼッケンを着用し佇立又は徘徊すること (6) 同各土地において、デモ行進の形態をとって、ゼッケンを着用し、組合旗、プラカードを掲げ、のぼりを立て、拡声器を使用し、大声を上げ、シュプレヒコールをし、又はビラを配付するなどして原告らを非難すること 3 被告らは、原告Aに対し、各自金75万円及びこれに対する平成15年5月29日から支払済みまで年5分の割合
- による金員を支払え。 4 被告らは、原告旭ダイヤモンド工業株式会社に対し、各自金460万円及びこれに対する平成15年5月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 事案の概要
- 本件は、原告らが、被告らの街頭宣伝活動(以下「街宣活動」という)により、原告らの名誉・信用が毀損され、原告Aの平穏に生活を営む権利、原告旭ダイヤモンド工業株式会社の平穏に営業活動を営む権利がそれぞれ侵害された旨主張して、被告らに対し、街宣活動の差し止めを求めるとともに、不法行為に基づき原告Aについては各自75万円、原告旭ダイヤモンド工業株式会社については各自76万円の損害賠償及びこれらに対する訴えの変更申立書送達の日常の問題である。 の翌日である平成15年5月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払を求めた事案 である。
- 争いのない事実等(証拠等によって認定した事実は文末に当該証拠等を掲記した) 1
- 当事者等 (1)
- 原告ら
- ている。
- (イ) である 。原告Aは、平成7年7月24日から同15年3月31日までの間、原告会社代表取締役社長の役職にあった者(甲125、原告A)。
- 被告ら

(ア) 被告B(以下「被告B」という)は、原告会社の従業員であったが、平成11年4月8日、原告会社より勤務成績不良等を理由に普通解雇された(以下これを「本件解雇」という)。本件解雇の効力及び被告Bの雇用契約関係の存否が争われた訴訟(第一審・当庁平成11年(ワ)第25315号、平成12年(ワ)第3328号、控訴審・東京高等裁判所平成13年(ネ)第1845号、上告審・最高裁判所平成14年(オ)第497号、同年(受)第497号)は、いずれも原告会社が勝訴し、同上告審の上告棄却・上告不受理がなされた平成14年6月27日、本件解雇が有効であり被告Bが原告会社の従業員とが経歴されるの公権の判断が確定した。

なお、原告会社において、従業員が解雇されたのは、今日に至るまで被告Bしかいない(原告会社代表者、被告B、

弁論の全趣旨)

- 弁論の全趣旨)。
   (イ) 被告東京・中部地域労働者組合(以下「被告組合」という)は、本件解雇後、被告Bが加入した労働組合である(被告B以外に被告組合に加入している原告会社の従業員は1人もいない)。被告組合は法人登記がされていないが、代表者の定めがあり、代表者として執行委員長が選任されており、対内的には構成員の変動にかかわらず団体そのものが存続しており、対外的にも「東京・中部地域労働者組合」として行動し、組合事務所も有しているほか、他の訴訟事件や不当労働行為救済命令申立事件の当事者となるなどしている権利能力なき社団である。被告組合は、平成11年4月、被告Bから本件解雇の理由等を聴取し検討した結果、被告組合として取り組むことを決定し、以後本件解雇の国を求める活動を続けている。なお、被告組合の代表者委員長Cは、平成13年11月の組合大会で委員長に選出された。(争いのない事実、甲15、乙45、証、人の、被告組合代表者、弁節回を求める活動を続けている。なお、被告組合の代表者委員長Cは、平成13年11月の組合大会で委員長に選出された。(今いのない事実、で前記へのとおり本件解雇後に被告組合に対した。被告Bが被告組合に加入した。被告Bは、同Eの紹介で前記(イ)のとおり本件解雇後に被告組合に関して、中部地区労働者交流会という労働者・労働組合の交流会を行う組織の準備委員・世話人である。被告組合は、中部地区労働者交流会での議論の中で、被告8月、東京都中央区と千代田区の労働者を中心に結成された組合である。(争いのない事実、被告8月同E、被告組合代表者)
- 組合代表者)

- 組合代表者) (2) 被告らの街宣活動に関する諸事情等 ア 原告会社・被告組合との交渉経緯等 (ア) 被告組合は、平成11年5月12日、原告会社に対し、被告Bが被告組合に加入した旨通知し、本件解雇の撤 回等を要求し、上記要求につき団体交渉の申入れをした。当該通知書には、「当組合(被告組合)は下記の者(被告 B)から貴社との交渉一切を委任されていることも併せて通知する。」「当組合(被告組合)の了解なく下記の者(被 告B)に接触すること、郵便等を送ることを禁止する。」などと記載されていた。(争いのない事実、甲2の1ないし 3)
- (イ) 原告会社代理人である竹内桃太郎、吉益信治、中野裕人(以下3名を「原告会社代理人」という)は、同月19日、被告組合に対し、「貴団体交渉申入受諾通知」をファックスし、団体交渉申入れを受諾すること、原告会社代理人が被告組合申入れに係る団体交渉及び被告Bに関する一切の件について原告会社代理人として受任したこと、今後の連絡は原告会社代理人宛にしてほしいこと及び具体的な団体交渉開催日時(平成11年5月26日)、場所(弁護士会館11階)、会社側出席者(原告会社代理人及び原告会社から若干名)等を通知した(争いのない事実、甲3)。(ウ) 被告組合は、組合員ら6名で、同月25日、原告会社本社を訪れ、同日付「抗議及び要求書」を原告会社に交付して同文書を読み上げた。同書面には、被告組合はあくまでも原告会社に対し団体交渉を求めていること、団体交渉申入書に対し即刻回答するよう要求することなどが記載されていた。(争いのない事実、甲4)なお、被告らが原告会社を訪れた際に向かい合ってやり取りする時間は、同日に限らず、いずれも長くて10分を超える程度であった(証人D、弁論の全報旨)。

- なお、被告らが原告会社を訪れた際に向かい合ってやり取りする時間は、同日に限らず、いずれも長くて10分を超える程度であった(証人D、弁論の全趣旨)。 (エ) 原告会社は、同月25日、被告組合に対し、「貴組合申入にかかる団体交渉及びB殿に関する件一切について、下記3名の弁護士(原告ら訴訟代理人弁護士)に委任しましたので通知します。ついては、今後のご連絡等は下記弁護士あてにして下さい。」との通知書をファックス及び郵送した。原告会社代理人も、同日、被告組合に対し、改めて、同日付回答書をファックスして、本件解雇の撤回には応じられないなどと被告組合の要求に対し回答するとともに、具体的な団体交渉開催日時(平成11年5月26日)、場所(弁護士会館11階)、会社側出席者(原告会社代理人及び原告会社から若干名)等を通知した。(争いのない事実、甲5、6)(オ) 被告組合の組合員は、同月26日、原告会社が指定した団体交渉の場所に誰も赴かなかった(被告B、弁論の全動旨)
- 全趣旨)
- 全趣旨)。
  (カ) 被告組合は、組合員ら6名で、同年6月3日、原告会社本社を訪れ、同日付「抗議及び要求書」を原告会社に交付して、同文書を読み上げた。同書面には、団体交渉は両当事者が直接話し合うことに意味があること、原告会社は直接団体交渉に応じる義務があることなどが記載されていた。(争いのない事実、甲7)
  (キ) 原告会社代理人は、同月9日、被告組合に対し、「貴団体交渉申入受諾再通知」をファックスして、改めて具体的な団体交渉開催日時(平成11年6月17日)、場所(弁護士会館11階)、会社側出席者(原告会社代理人及び原告会社から若干名)等を通知し、原告会社からもファックス及び郵送で同旨の回答をした(争いのない事実、甲8、
- (ク) 被告組合は、組合員ら7名で、同月14日、原告会社本社を訪れ、同日付「抗議及び要求書」を原告会社に交付して同文書を読み上げた。同書面には、原告会社自らが被告組合の団体交渉申入書に即刻回答するよう要求することなどが記載されていた。原告会社代理人は、同日、被告組合に対し、同日付抗議書(甲11)をファックスした。同書面には、原告会社代理人の通知は会社代理人として正当なものであり、被告組合の団体交渉拒否は不当であることなが記載されていた。(争いのない事実、甲10、11)(ケ) 被告らは、組合員ら約30名で、同月17日、原告会社本社前路上において、「旭ダイヤ大情宣行動」と称する街宣活動を行い、かつビラまきを行ったが、その際、被告Eらは、マイクとスピーカーを使用して演説した(争いのない事実、甲12の1及び2、甲99の2、被告B)。原告会社は経営法曹会議の重鎮と目される弁護士等3名に団体交びい事実で同し、「被告組合の追及から逃れようとしています。これは日経連の合同労組対策として『合同労組には個別対応しない』『団交拒否の口実を与えない』という方針のもとに、実質的に合同労組の団交権を否定しようとするものです。日経連・原告会社経営のもくろみを粉砕し、自主団交を勝ち取るべく情宣行動を行います。」などと記載されていた(甲12の1及び2)。 被告組合は、組合員ら7名で、 同月14日, 原告会社本社を訪れ, 同日付「抗議及び要求書」を原告会社に交

(甲12の1及び2)

- た(甲12の1及び2)。 なお、被告組合のビラの内容は、前記ビラに限らず、いずれのビラも被告Bら組合員全員が話し合う中で作成されている(被告B、同三、弁論の全趣目)。 (コ) 原告会社は、同月18日、被告組合に対し、原告会社代理人からの同日付「抗議書」をもって抗議を行った。同書面には、原告会社が団体交渉を拒否したことはなく、被告Bが被告組合とともに団体交渉の席に臨むことができるように、原告会社が同社代理人弁護士を同席させ、弁護士とともに団体交渉を行えるのは当然のことであるなどと記載されていた。(争いのない事実、甲14) (サ) 被告組合は、同年9月16日ころ、原告会社本社で、同社に対し、同日付「抗議及び要求書」を交付した。被告組合は、同書面において、会社側交渉委員として弁護士が加わることの違法性について抗議しているのではなく、会社側出席者として原告会社責任者とその部下以外の者が団体交渉に加わることについて被告組合との間に合意がないこ

9)

3告日は、別件訴訟の控訴審判決を不服として、同年12月28日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立て 最高裁判所は、平成14年6月27日、被告Bの主張はいずれも理由がないとして上告棄却及び上告不受理の 被告Bは、翌28日、最高裁の上記決定を受領した。(争いのない事実、甲20、被告B) (I)をした。最高裁判所は、翌2 決定をし、被告Bは、翌2 ウ 被告組合の街道活動

ウ 被告組合の街宣活動等 被告組合は、原告が団体交渉受諾通知を送付した後、最高裁の前記決定がなされるまでの間に、原告会社本社前等で の街宣活動合計47回、原告会社本社を訪れて「抗議及び要求書」等を読み上げる行為が合計39回に及んだ。被告ら は、街宣活動にあたり、本件解雇が不当であること、原告会社が弁護士に団体交渉を委任していること等を拡声器を用 いてアピールするほか、シュプレヒコールをあげるなどしている。(甲39ないし47、弁論の全趣旨) なお、被告組合は、全国争議団交流会の全国結集行動・争議団連絡会議統一行動として、平成12年3月13日午前 9時45分ころから10時50分ころにかけて、原告会社本社前で全国52団体88名が集結し、街宣活動を行った( 田15 21 証人口)

甲 1 5, 2 1, 証人D) 被告B及び同Eの活動

被告B及び同日は、平成14年には、原告会社の株式1000株をそれぞれ購入して同社の株主となり、同年6月2 7日開催の同社の株主総会に出席して発言・質問した。 αの対応等

告会社本店に来在したのは、最高数の削記上告集却等の決定後は、平成14年7月11日か最後である。(争いのない事実、甲15、証人D)カ 被告らの街宣活動に対する原告会社の対応等 被告らの街宣活動に対しては、 $\alpha$ 1階にあるヴァレンティノブランドショップから、貸主であるホテル $\beta$ に何とかして欲しい旨の苦情申し入れがあった。このため、原告会社は、平成11年8月31日、ヴァレンティノに謝罪するほか、同年9月初旬には、 $\alpha$ に入居しているテナントにお詫び及びお願いの件と題する書面を持参して謝罪にまわった。(甲48の1及び2、同63、64、原告会社代表者) その後、原告会社は、別件仮処分の東京地裁での後記決定を受けて、 $\alpha$ 0テナントに意見を求めたところ、テナントから被告組合の街宣活動に大変迷惑しているという意見が多数寄せられた(甲80、81の1及び2、同82及び83の各1ないし3、同84の1及び2、同85の1ないし3、同86ないし90の各1、2、弁論の全趣旨)。

原告Aは、平成14年7月16日、S状結腸癌で入院したが、その際、ストレス性の胃潰瘍にも罹患していた(甲6 7)

ク 毎日新聞朝刊記事 平成14年11月1日,毎日新聞朝刊に「ノルマ達成できず自殺の課長『労災』 仙台労基署認定」と題する以下の内容の記事が掲載された。すなわち,大手ダイヤモンド工具メーカー「旭ダイヤモンド工業」(本社・東京都千代田区)の男性課長(当時56歳)がノルマを達成できなかったのを苦に自殺したのは業務上の労災にあたると,他台労働基準監督署が認定していたことが31日,分かった。管理職が自分で立てたノルマによって,逆に心理的負担を受けたことが労災として認められたのは珍しいという。家族や同社などによると,男性は93年12月,福島県郡山市に赴任,98年4月まで,1人で営業にあたった。1日12時間以上の長時間労働に加え,95年には取引先を同社東北支店(仙台市)に,98年4月に事務所が2人態勢になると再び取引先を新人に、それぞれ引き継いだ。このため,男性店(仙台市)に,98年4月に事務所が2人態勢になると再び取引先を新人に、それぞれ引き継いだ。このため,男性店(山台市)に,98年4月に事務所が2人態勢には困難だった。男性は自分に課したノルマが達成できないことを苦にし、同年5月自殺したという内容の記事であった。(乙24)なお、被告らは、死亡した男性に課せられた数字等については格別調査はしていない(被告E、弁論の全趣旨)。ケ別件仮処分の申立て等原告らは、平成14年8月8日、当庁に対し、本件訴えと同様の内容の申立の趣旨による仮処分を申し立てたほか(

ケ 別件仮処分の申立て等 原告らは、平成14年8月8日、当庁に対し、本件訴えと同様の内容の申立の趣旨による仮処分を申し立てたほか (以下「別件仮処分」という)、同年9月17日、間接強制の申立てをした(争いのない事実)。 別件仮処分事件において、原告会社は金銭の支払による和解を検討していたが、被告らは本件解雇を撤回し、被告Bを復職させる条件でなければ応じられないとし、和解は成立しなかった(弁論の全趣旨)。 なお、原告らは、平成14年9月20日、本件訴えを提起した。 東京地方裁判所は、平成14年9月25日付で、別件仮処分事件について、被告らに対し、原告Aの肩書住所地所在の自宅(以下「原告A宅」という)での面会強要や原告A宅より半径100メートル以内でのビラ配付等を含む街宣活動等の禁止を命ずる旨の決定をした(乙28)。 原告らは前記決定を不服として即時抗告をしたが、東京高等裁判所は、平成15年3月17日付で原告らの即時抗告を棄却する旨の決定をし、同決定は確定した(乙29、弁論の全趣旨)。 (3) 街宣活動等(ビラの記載の末尾に付した①から⑤の番号は、原告らが、①本件解雇が不当であるとの主張に係る記載、②弁護士委任等組合対応が不当であるとの主張、③訴訟資料の捏造、訴訟妨害を行った結果、本件解雇に係る

る記載、②弁護士委任等組合対応が不治に同じています。 る記載、②弁護士委任等組合対応が不治であるとの主張、③訴訟資料の捏造、訴訟妨害を行った結果、本件解雇に係る 訴訟が誤った判決となったとの主張に係る記載、④仮処分・間接強制申立は労働組合活動を封殺しようとしているとの 主張に係る記載、⑤労働者を自殺に追いやる労務政策をとっているとの主張に係る記載と主張するものにそれぞれ対応 する。

原告A関係

正像に係る記載、⑤労働者を目殺に追いやる穷務政策をとっているとの主張に係る記載と主張するものにそれぞれれが応い。 「原告 A関係 (ア) 原告 A関係 (ア) 原告 A関係 (ア) 原告 A (京) 所 (ア) 原告 A (京) 所 (ア) 原 (ア) 原

がらせを繰り返しました。そして、自主退職に応じないB君を『見せしめ解雇』したのです。」「B君が受けたような不当窮まりない退職強要や解雇」(以上①)、「無責任な対応」「労働運動を認めない旭ダイヤ経営」「旭ダイヤ経営」、は、弁護士に『団交その他一切を委任』したというのです。B君が解雇されて以来、ほぼ毎月のように組合は、会社に当事者同士での自主的な団交を求めてきましたが、その度に会社は、弁護士任せの無責任な対応に終始しました」「社長も不誠実」「A氏は、組合員の手から『申入書』を取ると、そそくさと自宅に閉じこもったり、訪問しても居留守法と連名で、見当違いの不当な『抗議書』なるものを組合に送けることにより、・・・組合の『申入書』の回答期日になっても何の回答も連絡を寄越さないという無責任な対応をとってきたり、・・・組合の『申入書』の回答期日になっても何の回答も連絡を寄越さないという無責任な対応をとっています。」(以上②)と記載されていた。しかも、当該ビラには、原告Aの自宅の写真が掲載され、抗議先として、原告A宅の住所及び電話番号が記載されていた上に、「旭ダイヤのA社長は無責任な対応をあらため、組合と話し合い、不当解雇を撤回せよ!!」「この解雇問題の責任者である旭ダイヤモンド工業(株)の代表取締役社長A氏が、ここ、の次に住んでいます。」等と記載されていた。(争いのない事実、甲37の1の1ないし3、同37の2ないし4、被告人、弁論の全趣旨) 原告会社関係

ていた。(争いのない事美、甲TO7) (オ) 被告らは、平成14年10月25日午後零時20分ころから午後零時50分ころまでの間、組合員ら70数名で何らの予告等もなくゼッケンを着用し、組合旗や「不当解雇を撤回せよ」等と記載されたプラカードを掲げ、「旭ダイヤの不当解雇を撤回しろ!」と書かれたのぼりを立てて、 $\alpha$ 前を経由するデモ行進を行い、ビラを原告会社の従業員、 $\alpha$ テナントの従業員、来訪者、通行人等に配付し、拡声器を使用し、大声をあげ、「原告会社は不当解雇を撤回しろ」等の原告会社を非難し抗議する内容のシュプレヒコールをした。当該ビラには、次のような記載があった。すなわち、「旭ダイヤの不当解雇」「旭ダイヤモンド工業(株)は、1998年の7月から、・・・B君に対し、見せしめ的

甲98)

声器ないしハンドメガホンにて本件解雇等につき原告会社を非難し抗議する内容の演説をし、シュプレヒコールをする等の街宣活動を行った。当該ビラには、次のような記載があった。すなわち、「旭ダイヤは、1998年の7月から・・・B君に対し、見せしめ的にいやがらせや職場でのいじめを頻発させ」「それでも彼が自主退職に応じないと見るの場合は、不当なノルマ、退職強要に抗して職場でがんばってきたのですが、『会社にたてついたもの』として、会社な彼を職場から追いやったのです。」(以上①)、「会社は組合の団交要求に対し、『一切を弁護士に委任したので弁護士と連絡を取るように』などと、まったく労使間の話し合いに応じようものリストラの『見せしめ』として、会社は彼を職場から追いやったのです。」(以上①)、「会社は組合の団交要要はした。」(以上②)、「『解雇無効』を訴えた裁判は会社の作り上げた膨大な『資料』と、当該の採証活動に対する会社の妨害にあって、不当にも反動的な判決が、去年6月末に最高裁で確定しました。」(以上③)、「「解雇無効」を訴えた裁判は会社の作り上げた膨大な『資料』と、当該の採証活動に対する会社の妨害にあって、不当にも反動的な判決が、去年6月末に最高裁で確定しました。」(以上③)、「「労働者を自殺に追いする労務政策」「毎日新聞の11月の朝刊記事にもあるように、旭ダイヤという会社は社員に過酷なノルマを実、甲99の1及び2) 99の1及び2) 

ページ(7)

強要」「目殺すいる。 旭ダイヤの非常に問題のある労務政策」「旭ダイヤの社員が過酷なノルでを苦苦に自殺」(9)の名の1及び2)(タ)の名で、10 名の1及び2)(タ)の子も、10 名の1及び2)(タ)の子も、10 名の1及び2)(タ)の子も、10 名の1及び2)(タ)の子も、10 名名情報回せよ!」等と書かれた横断幕を掲げて、10 名名場解雇を撤回せよ!」等と書かれた横断幕を掲げて、10 名名場解雇を撤回せよ!」を書かれた横断幕を掲げて、10 名名場解雇を撤回せよ!」を書かれた横断幕を掲げて、10 名の第一次の予告等もなくゼッケンを着用し、「不当解雇を撤回せよ!」を書かれた横断幕を掲げて、10 名の第一次の子告等もなくだッケンを着用し、「不当解雇を撤回せよ!」を書かれた横断幕を掲げて、10 名の第一次の方告等もなくだッケンとの演説をして、10 号では、10 号でのは、10 号では、10 号でのは、10 号では、10 号では、10

(4) その後の事情等 被告らは、平成15年5月7日以降も、原告会社の本社前、玉川工場前、大阪支店前、東北支店前、石材サービスセンター前、千葉鶴舞支店前や三重工場前等において、月に1回から数回程度、各回1時間程度の時間でビラ配付等の街宣活動を行っている(争いのない事実、甲122、123、135、136の1及び2、同137ないし160、証人D)

被告らは、今後も、原告会社が本件解雇を撤回するまで原告会社に対する街宣活動を続ける方針である。また、被は、今後、原告A宅へ面会等を求めて赴かないとは約束はできない旨言明している(被告B、同E、被告組合代表 らは, 者、弁論の全趣旨)。

争点 2

原告Aの差止請求の成否(争点1)

被告らの平成14年3月21日から同年7月7日までの間の4回にわたる前記争いのない事実等(3)ア記載の原告 A宅での面会を求める行為等が、原告Aの住居の平穏(私生活の平穏)を害し、同人の名誉・信用を毀損するものとして、原告Aは被告らに対し、前記第1請求第1項記載の差し止めを請求することができるか。 【原告A】

【原告A】 ア 原告Aが被告らに対し求める差止行為は、前記第1請求第1項記載のとおりであり、これまで被告らが実際に行ってきた行為及びこれに通常伴う行為並びに被告らにおいて容易に予想することができる行為ばかりであり、被告らの予測可能性を奪うものではない。原告Aが求めているのは、被告らがよく用いる表現動を不当に制約したり、被告らの予測可能性を奪うものではない。のことである。イ 被告らは原告Aに対し面会を強要するなど、その行為が原告Aの住居の平穏を害し、その名誉・信用を害するもとであることは明らかである。被告らは、これまで土曜日、日曜日、祭日に原告A宅に押しかけて来ており、原告Aとしては心が休まることがないし、現に健康を著しく害している。被告らは、原告A宅前で拡声器を用いて演説したり、近隣にビラを配付したりするため、近隣にとって非常に迷惑となっており、原告Aとしては近隣に非常に気を遣うが、原告Aの不在中に同人宅に押しかけてきた場合、同居の家族が心配である。また、被告らが、原告Aの不在中に同人宅に押しかけてきた場合、同居の家族が心配である。また、被告らの前記争いのない事実等(3)ア記載の各ビラには、①解雇が不当であるとの主張に係る記載部分、② 弁護士委任をなさしめたとして、原告A個人を攻撃することを目的としていることは明らかである。

ウ<sup>®</sup>被告らの原告A宅への押しかけ等の活動が、原告Aの権利を侵害し、同人に多大な損害をもたらしていることは明らかであるところ、被告らにはこれらの行為が違法であることの意識が全くない。しかも、被告らは、現時点においても、原告A宅へ行く可能性を否定しようともしないのであって、被告らの原告A宅への押しかけ等を差し止めるべき高 度の必要性がある。

別件訴訟において、本件解雇が有効であるとの確定判決がなされている以上、被告日は原告会社の従業員(労働ではなく、原告会社は被告日の使用者ではない。そうだとすると、被告組合には原告会社の従業員は1人もいないになる。このような被告組合及びその組合員らが原告らに対し、原告会社の労働組合として団体交渉の申し入れをかつ同申し入れに関わる諸活動をして、「組合活動の正対し、原告会社の機関の、被告らの活動はもは表える。 別件訴訟において Т び労働組合法の保護の範囲外である。また、被告らの表現の自由も原告らの権利の犠牲の上に行使されることは認めら れない

【被告ら】

原告Aの差止請求の特定性

ア 原告Aの差止請求の特定性 原告Aが差し止めを求める個々の行為は、いずれも不特定、曖昧かつ著しく広範であり、不当である。のみならず、 差し止めを求める行為として、「下記の行為」のほかに「その他の方法」まで含めており、これでは差止行為の範囲を 画することが全く不可能である。差し止めを求める行為は、その行為によって原告Aの「住居の平穏を害し、または名 誉・信用を毀損する」ものとされているが、いずれも価値判断や評価を要するものであり、差止事項としての明確性を 欠く。したがって、前記第1請求第1項記載の差止請求は、請求の趣旨が不特定であり、却下されるべきである。 イ 被告らの行為は、原告人の任民の理程を侵害するものではなく、RACの名誉、信用を実するものできない。原告人の任民の理程を侵害するものできない。原告人の任民の理程を侵害するものではなく、RACの名誉、信用を実するものできない。原告人の任民の理程を侵害するものではなく、RACの名誉、信用を実するものできない。原告人の任民の理程を侵害するものできない。原告人の任民の理程を侵害するものできない。原告人の任民の理程を侵害するものできない。原告人の任民の理程を侵害するものできない。原告人の任民の理程を侵害するものできない。原告人の任民の理程を侵害するものできない。原告人の任民の理程を侵害するものできない。原告人の任民の理程を侵害するものできない。

1 被告らの行為の権利侵害性の欠如 被告らの行為は、原告Aの住居の平穏を侵害するものではなく、又その名誉・信用を害するものでもない。原告A は、抽象的な「心配」等を訴えるのみで、具体的な法益侵害について主張立証をしていない。原告Aが名誉・信用の毀 損として主張する各ビラの記載は、あくまでも原告会社代表者としての行為の記述にすぎず、原告A個人の「社会的評価を低下させるもの」ではないから、原告Aの名誉・信用を毀損するものではない。また、原告会社の代表取締役社長であった原告Aの自宅は、原告会社の公的な場所であり、純粋にプライベートな空間ではなく、被告らは本件解雇について原告会社の長にあると、場合の人間と当事者同士での話し合いを求めるために原告A宅に赴いたにすぎない。 表現の自由との関係

表現の自由に対する事前抑制は、当該行為が他人の権利を侵害することについて明白かつ現在の危険がある場合に限られるべきであるところ、原告らが求める差止行為はそのような要件を満たしていない。 エルエ当な労働組合活動

工 近当な労働和言活期 労働者には、その代表者を通じて使用者と労働条件その他の待遇や労使関係上のルールについて取り決めることを目標として交渉する権利(団体交渉権)があり、その交渉を実効あらしめるために一定の範囲で争議行為(労働者の要求の示威又は貫徹のための圧力行為)やその他の組合活動(ビラ配付等の街宣活動)を行うことは、面会強制その他の民事・刑事についての違法性を阻却する。被告らの行った行為は、いずれも、被告組合の活動として、その組合員である。 ・ 一番組合のアロケス渉によいては、使用者から紹言された考えなお労働者であり、当該被経歴者の経歴期回及び復職の

労働組合の団体交渉においては、使用者から解雇された者もなお労働者であり、 当該被解雇者の解雇撤回及び復職の 要求は、同人を解雇した使用者との関係において団体交渉事項となるのは当然であって、この要求を実現する労働組合の活動は、当然、憲法及び労働組合法の保護を受ける。 オ 原告Aの差止請求の不合理性等 原告Aは、原告Aの自宅の門扉の中心点を基点として半径200メートルの範囲内の土地で行う行為について差し止めを求めているが、その範囲は余りにも広範であり、このような制限には合理的理由がない。 なお、被告B、同Eは、被告組合の組合員として、被告組合の方針の下に行動しているにすぎず、被告B、同Eには

責任はない。

(2)

(日) 原告Aの損害賠償請求の成否及び相当額(争点2) 被告らの前記(1)の原告A宅での面会を求める行為等が,原告Aの住居の平穏(私生活の平穏)を害し,その名 信用を毀損するものとして,原告Aは被告らに対し,不法行為に基づき損害賠償を請求することができるか。また, 損害賠償額は幾らが相当か。 【原告A】

被告らの行為は, 争点1に記載したとおり、 原告Aの住居の平穏(私生活の平穏)を侵害するとともに、原告Aの名

 き・信用を害する違法なものであって、不法行為を構成する。 損害額は、ビラ配付が行われていることが間違いない場合(争いのない事実等(3)ア(イ)(ウ)(エ)に 0万円が相当であり、被告らがビラ配付をしたかどうか明確な立証ができない場合(争いのない事実等(3)ア (エ)には各2 )には15万円が相当である。

したがって、原告Aは、被告らに対し、各自75万円及びこれに対する訴えの変更申立書が送達された日の翌日である平成15年5月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。なお、慰謝料の算定に当たっては、原告Aが不在の際の同居家族の心配や、被告らがこれまで土曜日、日曜日、祭日に原告A宅へ押しかけて来ており、原告Aとしては心休まることがなく、現に健康を著しく害していること、被告らが拡声器を用いて演説したり、近隣にビラを配付したりするため、近隣にとって非常に迷惑となっており、原告Aとしては近隣に非常に気を遣う状況が続いていることなどを斟酌すべきである。 【被告ら】

TMG 57 被告らの行為は、争点1に記載したとおり、原告Aの住居の平穏や名誉・信用を害するものではない。原告Aは、同人に生じた損害の内容を事実として主張立証すべきであるし、かつ、それが金銭的評価の可能なものであることも主張立証しなければならないところ、かかる意味での主張立証をしていない。 被告B、同Eは、被告組合の組合員として、被告組合の方針の下に行動しているにすぎず、被告B、同Eには責任は

ない。 原告会社の損害賠償請求の成否及び相当額(争点3)

(3) 原音芸社の損害賠債請求の放合及び相当額(ず点3) 被告らの平成14年6月27日から同15年5月7日までの間の16回にわたる前記争いのない事実等(3)イ記載 の街宣活動等が、原告会社の平穏に営業活動を営む権利を害し、その名誉・信用を毀損したとして、原告会社は、被告 らに対し、不法行為に基づき損害賠償を請求することができるか。また、損害賠償額は幾らが相当か。 【原告会社】 ア 権利侵害

ア 権利侵害 被告らの本件街宣活動は、原告会社本社前等で、16回にわたり、①原告会社の本件解雇が不当であること(以下「本件①の事実摘示」という)、②原告会社が弁護士に委任する等組合対応が不当であること(以下「本件②の事実摘示」という)、③原告会社が別件訴訟で訴訟資料の捏造、訴訟妨害を行った結果、本件解雇に係る訴訟が誤った判決となったこと(以下「本件③の事実摘示」という)、④原告会社は、別件仮処分・間接強制申立て等を行うことにより労働組合活動を封殺しようとしていること(以下「本件④の事実摘示」という)、⑤原告会社は従業員を自殺に追いやる労務政策をとっていること(以下「本件⑤の事実摘示」という)を内容とするビラを通行人等に配付し、同様の内容のシュプレヒコール、演説等を行うものである。被告らのこれらの街宣活動が、原告会社の社会的評価を低下させる行為であることは明らかであり、また、原告会社の平穏に営業活動を営む権利を侵害していることも明白である。 違法性

前記アのとおり、被告らの街宣活動の回数の多さ、執拗さは尋常ではなく、原告会社の受忍限度をはるかに超えており、被告らの行為は高度の違法性を有している。被告らの一連の行為を全体的に観察した場合、極めて頻繁かつ執拗に、多数回にわたって、様々な場所で原告会社への攻撃を繰り返しており、また、これらの行為が将来にわたり永遠に続けられることも明らか定めって、正当な組合活動、表現行為の範囲を明らかに逸脱している。

続けられることも明らかであって、正当な組合活動、表現行為の範囲を明らかに逸脱している。 ウ 原告会社の被った損害、請求額 (ア) 被告らは、その不当な要求、主張をわざわざ原告会社本社前や工場等の施設前とか同業者の集まる賀詞交歓会会場前、更には、原告会社の顧客も来訪するイベント会場前で行い、原告会社の名誉・信用を毀損し、かつ、近隣にも大変な迷惑となる場所までわざわざやってきて行っているのであり、原告会社への打撃が大きくなる場所を殊更に選えている。しかも、その態様は、ゼッケン・腕章を着用して、拡声器・ハンドマイクを用いた相当音量での演説・シュラの内容も、その態様は、ゼッケン・腕章を着用して、拡声器・ハンドマイクを用いた相当音量での演説・ビラの内容も、本件解雇が不当であること、別件訴訟の判決が誤りであること等同じ内容が執拗に繰り返されておる場所を発している原告会社の近路を表して、別のがある。時間の点でも、被告らは、わざわざわざいる原告会社の者やである。正午ころからなも、のがある。時間の点でも、被告らは、わざわざりの多い時間帯を選んで街宣活動を行っており、通行といる原告会社に対する誤解を生じさせる点でも悪質である。正午ころから午後1時過ぎまでの間に行われる被告らの街宣活動は、原告会社総務部員の昼食休憩時間を奪うという点でも原告会社の被る損害は大きい。 きい。

いる。

いる。
(ウ) 以上(ア)(イ)を考慮すれば、原告会社が被った損害額は、ビラ配付以外に拡声器使用による演説やシュプレヒコール等がされたとき(争いのない事実等(3)イ(ア)ないし(ウ)、(オ)ないし(コ)、(シ)ないし(タ))はビラを受け取らなかった人についても原告会社に対する評価が低下する危険が生じている可能性があるので各30万円が、ビラ配付以外の行為をしたかどうか明確な立証ができない場合(争いのない事実等(3)イ(エ)(サ))については各20万円が相当である。そうすると、原告会社は、被告らに対し、各自460万円及びこれに対する訴えの変更申立書が送達された日の翌日である平成15年5月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求権を有しているということになる。
エ 被告らの違法計の主張に対し

一 TXD 500 種本にないし員で四本の工版に対する原言本社の及酬 (ア) 正当な組合活動の主張に対し 被告Bは原告会社の従業員(労働者)ではなく、被告組合には原告会社の従業員は1人もいないのであるから、被告 らが原告会社に対し、原告会社の労働組合として団体交渉の申し入れをし、かつ同申し入れに関わる諸活動をして、同 組合活動の正当性を主張する余地はない。被告らの街宣活動等は、もはや憲法及び労働組合法の保護を受け得ない。被 告Bに対する本件解雇が有効であるとの判断が公権的に確定した以上、原告会社には、被告らに対し、団交応諾義務は ないはずである。

公共の利害に関する事実

(イ) ´ 公共の利害に関する事実,専ら公益を図る目的の欠如 a 本件解雇が不当かどうかの問題は,被告B個人の問題にすぎず,原告会社という「特定の集団社会」ないし「部分 社会」においても、「社会」全体の問題とはいえない。したがって,被告らの街宣活動等は,公共の利害に関する事実 社会」においても、「社会 についてのものではない。

についてのものではない。 b 被告らの街宣活動等の目的は、正当かつ有効な本件解雇を威力によって撤回させることにあり、専ら公益を図る目 的でないことは明らかである。 (ウ) 真実性及び真実と信じるについての相当性の欠如 a 本件①の事実摘示(本件解雇が不当か否か)について 別件訴訟における、被告Bの元上司の陳述及び証言は多くの客観的証拠(甲114ないし120)に合致し、信用で きるものであるのに対し、被告Bの陳述や供述は客観的証拠に合致せず信用できない。被告Bがミスを繰り返していた ことは間違いのないことであり、本件解雇は正当なものであって、被告らが本件解雇を不当とする根拠はない。また、

原告会社は、別件訴訟において立証妨害などしておらず、控訴審において被告Bの本人尋問の申出が却下されたのは既に第一審で取調べがされており、再度尋問する必要性が乏しいとされたにすぎない。したがって、本件解雇を不当とす る余地はない。

以上によれば, 本件①の事実摘示(本件解雇が不当か否か)は真実ではなく、被告らにおいて真実と信じるについて 相当な理由もない。

は当な理由もない。
b 本件②の事実摘示(弁護士に委任することの不当性)について原告会社は、本件解雇の有効を前提とする金銭和解であれば、一定の対応をなしうる用意があったことから、原告会社の者も団体交渉のメンバーとして出席さ渉を行う用意があることを行用意があることを何度も繰り返し通知し、また、裁判所からの和解勧告を受け入れて和解交渉を行う用意があることを行りた。したがって、被告らが、「会社は弁護士任せの無責任な対応に終始しました」「全く労使間の話し合いに応じようとしませんでした」が、「会社は弁護士任せの無責任な対応に終始しました」「全く労使間の話し合いに応じようとしませんでした」を、本件③の事実に反し、真実であると信じるにつき相当な理由もない。

c 本件③の事実摘示(証拠資料捏造等の存否)について原告会社が別件訴訟において提出した訴訟資料は、客観的な証拠である。原告会社は、平成13年4月18日、顧客を訪問した際、顧客から「被告Bが突然現れ、唐突な質問をしてロっており、書類にサインをした者もいる」との活動した際、顧客から「被告Bが突然現れ、唐の事前のそのもなくの変然現ができなかったこと、中サインした書類のである。である関かれていないで対応したこと、突然者のことを聞かれたたきなかったことと、力とのである類のである表類の立たまで対応した上で、「B氏宛提出書類無効確認の件」と題する書面(乙9ないし11)を訴訟をは関かされていないで対応した上で、「B氏宛提出書類無効確認の件」と題する書面(乙9ないし11)を訴訟をは立てもらった。原告会社は、前記書面の作成者に対し、作成を強要したことはない。原告会社の以上の対応は、訴訟追よもとして当然の立証活動であって、被告Bの立証活動に対する場ではない。被告Bのは「と記ではない」を決定と信じるについて相当な理由もない。

理由もない。

世田もない。 e 本件⑤の事実摘示(不当な労務政策等の存否)について 被告らは、原告会社が意図して従業員に過酷なノルマを課し、職場で追いつめ自殺に追いやっているかのごとき誤解 を意図的に生じさせようとしているが、原告会社が、従業員を自殺に追いやる労務政策をとった事実はなく、被告らが そう信じるにつき相当な理由もない。被告らは、毎日新聞の記事の外にはビラの記載内容について裏付けをとっていな い。そもそも新聞記事ですら、「男性は自らに課したノルマが達成できないことを苦にし」としており、前記新聞記事 は「(原告会社が)過酷なノルマを課して、自殺者を出させている」などという判断・評価の根拠とはならない。 【被告ら】

【被告ら】 ア 権利侵害性(名誉・信用毀損等)の欠如 (ア) 被告らの街宣活動等は、いずれも典型的かつ正当な労働組合としての活動である上、被告らはこれらの行為を整然と行っており、原告会社の営業活動や名誉・信用を現実に侵害していない。 (イ) 原告会社は、単に被告らの行為によって迷惑を被っているというに等しい程度の抽象的な主張をしているにすぎない。原告会社は、被告らの行為によって、原告会社のどのような営業活動がどの程度侵害されたのか、原告会社のどのような評価がどの程度毀損されたのかについて、何ら具体的に主張していない。原告会社の総務部員が被告らの街宣活動等に対応しなければならないとしても、人事は総務部の所管事項であり、総務部の一般的な業務に含まれることであって、原告会社総務部の業務が阻害されることにはならない。また、原告会社の総務部員が、被告らの街宣活動中に、同活動を監視したり、記録をとってその終了後にテープ起こしをする必要などないはずである。「他のブランドショップへの謝罪」等も、原告会社の営業活動に支障を生じさせるものとはいえない。被告らが、 $\alpha$ 前歩道で街宣活動を切っても、 $\alpha$ 11階にある原告会社本社にはスピーカーで声を出している程度の音声しか届かず、原告会社の業務を何ら妨害するものではない。 妨害するものではない。 イ 違法性の欠如

被告組合の行動は正当なものであり、しかも整然と行われたものであり、違法性はない。

損害の不発生

・グー 損害の不発生 原告会社は、同社に発生した無形損害の内容を事実として主張立証すべきであるし、かつそれが金銭的評価の可能なものであることも主張立証しなければならないところ、原告会社はかかる意味での主張立証をしていない。したがって、原告は社会が改告らの行為によって損害を被ったとの主張及びその損害額についての主張は、いずれも否認する。 違法性ないし責任阻却要件の具備 /) 正当な組合活動

違法性ないし責任阻却要件の具備 (イ)\_

(1) 遅ば性ないし負性阻却安性の共順 a 仮に、被告らの行為が原告会社の名誉・信用を毀損するものであったとしても、いずれも公共の利害に関する事実 に係り、専ら公益を図る目的に出たものであって、かつ、被告らが摘示した事実はいずれも真実であるか、真実でなか ったとしても、被告らが真実であると信じたことに相当な理由があるから、違法性ないし責任阻却要件が具備してお り、不法行為は成立しない。

「公共の利害に関する」「公益を図る目的」要件の具備

② 本件③の事実摘示(証拠員料程迫等の存留)について 被告Bは、別件訴訟の控訴審において、その仕事ぶりについて、「よくやっていた」「問題はなかった」等と評する 原告会社の顧客のコメントを書証として提出した(乙5ないし8)。これに対し、原告会社は、従業員に各顧客を訪問 させて、上記コメントは任意に書いたものではない旨の定型文(乙9ないし11)に署名捺印をさせ、かつ、被告Bか らの証言要請に応じないように働きかけて、被告Bの立証活動を妨害した。この結果、別件訴訟の控訴審では、被告B の本人尋問が採用されず、同訴訟は被告Bの敗訴に終わった。したがって、原告会社が、別件訴訟において、訴訟資料 の捏造、訴訟妨害を行った結果、本件解雇に係る訴訟が誤った判決となったとの被告らの主張は真実であるか、被告ら が真実であると信じるにつき相当な理中がある。

の性垣、訴訟処害を行うに結果、本件財権に係る訴訟が誤った刊次となったとの被占のの主派は呉夫であるが、「被占のが真実であると信じるにつき相当な理由がある。
④ 本件④の事実摘示(労働組合活動の封殺等の存否)について
原告会社が、仮処分・間接強制申立てをすることにより労働組合活動を封殺しようとしているとの被告らの主張は真実であるか、被告らが真実であると信じるにつき相当な理由がある。
⑤ 本件⑤の事実摘示(スタロの問題が関係を持つ、原告会社の労務政策が従業員も自然に追いめったことは事実

平成14年11月1日の毎日新聞朝刊の記事によれば、原告会社の労務政策が従業員を自殺に追いやったことは事実 である。

・ 被告B,同Eの責任について 被告B,同Eは,被告組合の組合員として,被告組合の方針の下に行動しているにすぎず,被告B,同Eには責任は ない

ない。
カ 原告会社の主張を意見ないし論評は違法であると善解した場合
原告会社の主張は、ある事実を基礎とした被告組合の意見ないし論評の表明が名誉・信用毀損であると解されないではない。原告会社の主張をそのように解したとしても、基礎となる事実が公共の利害に関するものであり、しかも表明の目的が専ら公益を図ることにあった場合には、基礎となる事実が重要な部分において真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、当該意見ないし論評は違法性を欠く。また、基礎となる事実が重要な部分において真実であることの証明がないときでも、行為者において真実であるとによって原告会社の名誉・信用が毀損されたとしても、違法性等を欠き、不 法行為は成立しない。

(4) 原告会社の差止請求の成否(争点4) 被告らの前記争いのない事実等(3)記載の街宣活動等が、原告会社の平穏に営業活動を営む権利を害し、名 用を毀損したとして、原告会社は被告らに対し、前記第1請求第2項記載の差し止めを請求することができるか。

り、原告会社やαの入居者、来訪者に与える不快感・迷惑感は多大なものがある。時間の点でも、被告らは、わざわざ 人通りの多い時間帯を選んで街宣活動を行っており、通行人の迷惑や初めて街宣活動やビラを見る者に原告会社に対す る誤解を生じさせる点でも悪質である。正午ころから午後1時過ぎまでの間に行われる街宣活動は、原告会社総務部員 の昼食休憩時間を奪うという点でも違法性の程度は大きい。

以上のとおり,被告らの行為は相当とされる限度を超え,不当に原告会社や近隣に損害・迷惑を及ぼすものといわざ

るを得ない

ので、被告ららは、原告会社が被告Bに対する本件解雇を撤回しない限り、永遠に街宣活動等の原告会社を非難する活動を 続けるとしているが、かかる被告らの一連の活動によって原告会社が被り、また被るであろう被害・損害はあまりに甚 大であり、被告らの行為を差し止める必要性は高い。

原告会社が被告らに対し求める差止行為の内容は、被告らがこれまで行ってきた不法行為の数々の実態に照らせば 極めて正当・相当な範囲内のものである。

【被告ら】 ア 原告会社の差止請求の不特定性

ア 原告会社の差止請求の不特定性 原告会社が禁止を求める個々の行為自体がいずれも不特定、曖昧かつ著しく広範であって不当である。のみならず、 差し止めを求める行為として「下記の行為」のほかに「その他の方法」まで含めており、これでは差止行為の範囲を画 することが全く不可能である。また、差し止めを求める行為は、原告会社の営業活動を妨害し、又は名誉・信用を毀損 する行為とされているが、いずれも価値判断や評価を要するものであり、差止事項としての明確性を欠く。したがっ て、前記第1請求第2項記載の差止請求は、請求の趣旨自体が不特定であり、却下されるべきである。

て、前記第1請求第2項記載の差止請求は、請求の趣旨自体が不特定であり、却下されるべきである。 イ 差止請求の成否について 被告らの行為は、いずれも典型的かつ正当な労働組合としての活動である上、被告らはこれらの行為を整然と行って おり、争点3【被告ら】主張で記載したとおり、原告会社の営業活動や名誉・信用を現実に侵害するものではない。原 告会社は、単に被告らの行為によって迷惑を被っているというに等しい程度の抽象的な主張をすることによって、他人 に迷惑を及ぼす行為は当然差し止められて然るべきであるとの乱暴な論理を展開しているにすぎない。 表現の自由との関係

表現の自由に対する事前抑制は、 当該行為が他人の権利を侵害する明白かつ現在の危険がある場合に限られるべきで あるところ、被告らの行為はこのような要件を満たしていない。

第3 争点に対する判断

第3 争点に対する判断
1 争点1 (原告Aの差止請求の成否)について
(1) 請求の趣旨の特定性について
被告らは、原告Aの被告らに対する請求の趣旨(前記第1請求第1項)自体が不特定であることを理由に、原告Aの被告らに対する差止請求は却下されるべきであると主張する(争点1【被告ら】主張ア)。
しかしながら、前記第1請求第1項はその内容が十分特定されており、不特定であるとはいえない。被告らは、「その他の方法」では差し止めの対象となる範囲が限定されないとか、「住居の平穏を害し、または名誉・信用を毀損する行為」との文言は価値判断や評価を要し、明確性に欠けると主張するが、本件差止請求は前記第1請求第1項の(1)から(5)で、その内容が詳細に例示されている上に、一般に、差止行為を余りに明確に特定すると潜脱されるおそれがあるため、ある程度包括的な文言でもやむを得ないと解するのが相当であること等に照らすと、被告らの主張は採用 することができない。

することができない。
(2) 差止請求の成否について
ア 労使関係の場で生じた問題は、労使関係の領域である職場領域で解決すべきであり、企業経営者といえども、個人として、住居の平穏や地域社会における名誉・信用が保護、尊重されるべきであるから、労働組合の諸権利は企業経営者において行われた場合には、当該活動は労働組合活動である。したがって、労働組合の活動が企業経営者の私生活の領域を表において行われた場合には、当該活動は労働組合活動であることのゆえをもって正当化されるものではなく、それが、企業経営者の住居の平穏や地域社会における名誉・信用という具体的な法益を侵害しないものである限りにおいて、現の自由の行使として相当性を有し、容認されることがあるにとどまるものと解するのが相当である。したがって、企業経営者は、自己の住居の平穏や地域社会における名誉・信用が侵害され、今後も侵害される蓋然性があるときには、これを差し止める権利を有しているというべきである。この点に関し、被告らは、表現の自由に対する事前抑制は、当該行為が他人の権利を侵害する明白かつ現在の危険がある場合に限られるべきであると主張する(争点1【被告ら】主張ウ)が、差し止めに当たって、労働組合が活動として行う表現の自由の保障と企業経営者の住居の平穏(平穏な私生活を営む権利)やその名誉・信用の保護との調整は前示のとおりに解するのが相当であるから、被告らの主張は採用することができない。 ることができない

ることができない。 イ 以上の判断基準に立って、本件をみてみるに、前記争いのない事実等(3)ア、弁論の全趣旨によれば、①被告といる。 は、閑静な住宅街にある原告A宅を4回にわたって訪れて、原告Aとの面会を求めた上で原告Aに申入書を交付し、いるいは、原告A宅の塀に横断幕を張ったり、原告Aが出てこないを一木ンを鳴らしたり、ゼッケンを着用して抗議ビラを読み上げるなど、本来的には職場領域で解決されるべき労使紛争を原告A個人の私生活の領域に持ち込んで住居の平穏(平穏な私生活を宣む権名の地域社会におけ、電話とといる名書である設員、電話と、です。 活の領域に持ち込んで住居の平穏に投密して原告Aの地域社会における名書で本件解雇のがしており、できるととける名書で本件解雇のがしており、原告Aを非難する内容のビラを近隣世帯に投密してが、被告らは、選ができない旨言明していないが、被告らは、当法廷において、今後、原告A宅を訪れてはいないが、被告らは、当法廷において、する、本請求が棄却された場合には、被告らのビラの記載内しているとが認められ、これらの点に照らすと、本請求が棄却された場合には、被告らのビラの記載内といると解されてよる蓋然性が存することを否定できないことが認められる。そうだとすると、被告らのビラの記載内といると解を表しても、被告らの行為は相当性の範囲を著しく超える違法なものであるといかがるるを得ず、しかもといるといるといるといるといるである。しかし、被告らの前記第1請求第1項の差止請求は、主文第1項の限度で認容すれば足りの名と解されており、原告Aの前記第1請求第1項の差止請求は、主文第1項の限度で認容すれば足りであると解されてよれに参加した被告B及び同目には、被告組合の組合員として上記行為を行っているが、被告組合の上記行為が違法であるるといるが違法である。)、これを超える部分については理由がないというべきが加した被告B及び同目には、被告組合の対象となる。)、これを超える部分については理由がないというべきであればないというべきをあります。 る。

被告らの主張についての検討 (3)

ア 被告らは、原告Aが抽象的な「心配」等を訴えるのみで、具体的な法益侵害の主張立証をしていないと主張する( 争点1【被告ら】主張イ)。

プレッし、前記 (2) インッインット (2) 原告Aは、住居の平穏や名誉・信用という具体的な法益に対する侵害を主張立証しているのであるから、被告らの主張は採用することができない。

被告らは、原告A宅が原告会社の公的な場所であるとも主張する(争点1【被告ら】主張イ)。 しかし、原告Aが自宅から直接出張に出発し、あるいは、原告会社の従業員が原告A宅に居合わせたとしても、これ もって、原告A宅が原告会社の公的な場所になり、住居の平穏が保護されなくなるとは解し難く、前記被告らの主張 をもって は採用することができない。

は採用することができない。 
ウ また、被告らは、原告Aが名誉・信用毀損として主張する各ビラの記載内容は、あくまでも原告会社代表者とと損するものではないと主張する(争点1【被告ら】主張イ)。 
しかし、前記争いのない事実等(3)アで認定したとおり、当該ビラは、いずれも、原告Aの自宅の写真が掲載され、抗議先として、原告A宅の住所及び電話番号が記載されていた上に、「旭ダイヤの不当解雇を許さないぞ!! A 社長は自主団交に応じろ!!」「この解雇問題の責任者である旭ダイヤモンド工業(株)の代表取締役社長A氏が、ここ、・・・・をのぐに住んでいます。」、「旭ダイヤは不当解雇を撤回しろ!! A 社長の無責任な対応を許さないぞ!!」、「旭ダイでのA社長の無責任な対応を許らため、組を書し合い、不当解雇を撤した当まされていることが認められ、これらの記載からは、原告会社のみならず原告A個人を非難し、その社会的評価を低下させていると認めるのが相当である。のみならず、被告目自身、本人尋問の際に、原告会社の経営の責任者は原告Aであり、表記を記していることをも併せ考慮すると、被告らの主張は理由がなく、これを採用することはできない。
エ さらに、被告らは、被告らの行為は原告Aの住居の平穏を侵害するものではなく、その名誉・信用を害するものではないと主張する(争点1【被告ら】主張イ)が、前記(2)イに照らし、その主張は採用することができない。(4) 
小括

小括 (4) 以上によれば、原告Aの被告らに対する差止請求は、主文第1項の限度で理由あり、これを超える請求部分は理由がないのでこれを棄却するのが相当である。 主文第1項の限度で理由があるのでこれを認容するのが相当で

- の分, これを超える請求部別は理由がないのでこれを集却するのが相当とめる。 2 争点2(原告Aの損害賠償請求の成否及び相当額)について (1) 被告らの平成14年3月21日から同年7月7日までの間の4回にわたる前記争いのない事実等(3)ア記載の原告A宅での面会を求める行為等は、前記1(2)イで判示したとおり、原告Aの住居の平穏を害し、その名誉・信用を毀損する違法なものである。したがって、原告Aは、被告らに対し、不法行為に基づき損害賠償を請求することが できる。
- さく (2) ず (2) この点に関し、被告らは、原告Aが被告らの行為によって被った損害を主張立証すべきところこれをしておらず、また、それが金銭的評価の可能なものであることについても主張立証していない旨主張する(争点2【被告ら】主張)。しかしながら、原告Aは、その住居の平穏(私生活の平穏)及び名誉・信用が害された旨主張立証しており、また、その目前示1(2)イのとおり認められること、慰謝料の額は、証拠資料に基づき事実審の口頭弁論終結時までに生じたと認定することができる諸般の事情を斟酌して裁判所が算定するものであること等に照らすと、被告らの主張は採用することができない。

生したと認定することができる話般の事情を斟酌して裁判所が昇定するものであること等に照らすと、被告らの主張は採用することができない。 また、被告らは、被告B及び同Eは、被告組合の組合員として被告組合の方針の下に行動しているにすぎず、被告 B、同Eには責任がないと主張する(争点2【被告ら】主張)。しかし、組合員は、所属する労働組合の方針の下に行動しているといっても、当該労働組合の行為が違法である以上、これに参加している組合員の行為も違法となり、その 動しているといっても、当該労働組合の行為が違法である以上、これに参加している組合員の行為も違法となり、その 田本子二人ができない。

員住を見負することはてとり、(建本な組合活動の力量が個々の組合員を拘束するとは解じたない), 被占ちの生版は保 用することができない。 (3) 次に、原告Aが被告らの行為によって被った損害額について検討する。被告らの行為の態様や4回にもわたって執拗に繰り返されたこと等本件証拠により認められる諸般の事情を斟酌すれば、慰謝料の金額は50万円の限度で認 容するのが相当であり、当該判断を覆すに足りる証拠は存在しない。

小括

(4) 小行 以上によれば、原告Aの被告らに対する損害賠償請求は、50万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度 で理由があり、その余の請求部分は理由がない。 3 争点3(原告会社の損害賠償請求の成否及び相当額)について (1) 被告らのビラ配付等の街宣活動等の不法行為性について ア 不法行為の被侵予引益としての名誉とは人又は法人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける変類的認識のでより、長期収和6.1年6月11日民任人の業人長87.2百余昭、ない、信用とは経済的側面におけ

(1) 被告らのビラ配付等の保管活動等の不法行為性について ア 不法行為の被侵害利益としての名誉とは人又は法人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会からお社会的評価のこと(最近、 1 日民集40巻4号872頁参照)をいい、信用とは経済的側面でされ会的評価のこという。とは、 1 日民集40巻4号872頁参照)をいい、信用とは経済的側面では、 2 日民業ののでは、 3 のでは、 4 日民業ののでは、 4 日民業ののでは、 5 ののでは、 5 のでは、 5 の

。 イ 被告らは、「原告会社は、単に被告らの行為によって迷惑を被っているというに等しい程度の抽象的な主張をしているにすぎない。原告会社は、原告会社のどのような業務がどの程度侵害されたか、原告会社のどのような評価がどの程度毀損されたのか、何ら具体的に主張していない。」として名誉毀損等の事実はないと主張する(争点3【被告ら】 主張ア)。しかしながら、原告会社は、その名誉を名言した際にする。被告を図れまればは理ればなど思まる。また、 主張ア)。しかしながら、原告会社は、その名誉・信用及び平穏に営業活動を営む権利がそれぞれ侵害された旨主張立証しているし、また、上記アとおりその旨認められることに照らすと、被告らの前記主張は理由がなく採用することが できない。

・ウ・また。被告らは、原告会社がある事実を基礎とした被告組合の意見ないし論評の表現を名誉毀損等であると主張しているとも解されるとしてこれに反論している(争点3【被告ら】主張カ)。しかしながら、前記アのとおり、原告会社の主張は事実に関するものであるから、被告らの反論は、その前提を欠いており、その余の点を判断するまでもなく 理由がない。

(2)

(2) 特段の事情についての判断基準 そこで、次に、被告らに特段の事情が存在したか否かを判断するに当たって、どのような基準に依拠するのが相当か について検討することにする。

状態をもって、意法・労働組合法というべきであって、当裁判所としては、これを採用することができない。 (3) 特段の事情の存否 そこで、以下、被告らの前記ビラ配付等の街宣活動等が、いずれも公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出たものであって、かつ、被告らが摘示した本件①ないし⑤の事実摘示はいずれも真実であるか、真実でなかったとしても、被告らが真実であると信じたことに相当な理由があるか否か、すなわち、特段の事情が存在するかにて検討することにする。 ア 本件①の事実摘示(本件解雇の不当性)について (ア) 被告らは、本件①の事実摘示(本件解雇の不当性)が真実であるか、仮にそうでなかったとしても、そう信司やるにつき相当な理由がある旨主張し、その理由として、「原告会社が主張する本件解雇理由はいずれも被告Bの上の同僚等の報告に基づくもので、その内容には明らかに事実無根のものや誤解に基づくものが多数含まれていたほか、当に誇張・歪曲されたものがほとんどであった。原告会社が立る別件訴訟の公権的判断は確定したが、同僚等限報を担合して、「原告会社がこのおきな地によって認定された事実を理由に被告Bの上の一審判決及び控訴審判決は専ら被告Bの上司らの陳述書と証言に基づいて原告会社が主張する事実を認定するの一審判決及び控訴審判決は専ら被告Bの上司らの陳述書と証言に基づいて原告会社が主張する事実を認定を認定を記述していたものである。また、被告Bの上司らの陳述書と正言に基づいて原告会社が主張するトを記述したもののある。また、被告Bに対する本人尋問を申請したが、控訴裁判所は、本人尋問の申請をなるべき事情がもとして提出するとともに、被告Bに対する本人尋問を申請したが、控訴裁判所は、本人尋問の申請をなるべき事情がもした。別件訴訟の上告審は、十分に上告理由となるべき事情が告】としたにもかかわらず、何ら実質的な審理をすることなく、被告Bの上告を棄却した。」と主張する(争点3【被告ら】主張工(イ)。①)。

エ (-7) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3) (-3

使間の話し合いに応じようとしなかったこと」との事実は主要な部分において真実とはいえないし、また、前記争いのない事実等(2)ア認定の事実に照らせば、被告らが、前記事実を真実と信じるにつき相当な理由があったとはいえな

. (ウ)

い。
(ウ) 以上によれば、本件②の事実摘示(弁護士に委任することの不当性)について、被告らに特段の事情が存在するとは認められず、当該判断を覆すに足りる証拠は存在しない。
ウ 本件③の事実摘示(証拠資料捏造)について
(ア) 被告らは、本件③の事実摘示(証拠資料捏造)が真実であるか、仮にそうでなかったとしても、そう信ずるにつき相当な理由がある旨主張し、その理由として、「被告Bは、別件訴訟の控訴審において、その仕事ぶりについて、『よくやっていた』『問題はなかった』等と評する原告会社の顧客のコメントを書証として提出した。これに対し、原告会社は、従業員に各顧客を訪問させて、上記コメントは任意に書いたものではない旨の定型文に署名捺印をさせ、かつ、被告Bからの証言要請に応じないように働きかけて、被告Bの立証活動を妨害した。この結果、別件訴訟の控訴審では、被告Bの本人尋問が採用されず、同訴訟は被告Bの敗訴に終わった。」と主張する(争点3【被告ら】主張エ(イ)。③) イ) c③)

では、被告80本人尋問が採用されず、同訴訟は被告80敗訴に終わった。」と主張する(争点3【被告ら】主張工((イ)。(③)。
(イ)しかしながら、被告の前記主張によっても、原告会社が別件訴訟において訴訟資料の捏造をしたことにはならないし、本件全証拠に照らしても、原告会社が別件訴訟において膨大な訴訟「資料の捏造をしたことにはなら証拠は存在しない。また、立証活動の妨害の点についても、原告会社が、選員に各面自体は訴訟における反対当事者の反証活動にすぎず、立証活動の妨害と評価することは困難である。さらに、被告らが、原告会社は被告Bからの証言は活動にすぎず、立証活動の妨害と評価することは困難である。さらに、被告らが、原告会社は被告Bからのいし8)に、裁判で証言すると記載しているものはなく、かえって、その書面には「証さしいて・・・責任は持てない」(ス5の1)「裁判で証言すると記載しているものはなく、かえって、その書面には「証さしいて・・・責任は持てない」(「55の1)「表判で証言すると記載しているものはなく、かえって、その書面には「証さにしいて・・・責任は応じななより、「表述で証言すると記載しているものはなく、かえって、その書面には「証とについて・・・責任は応じななから、「表述で証言するとと記述しているものはなく、かえって、その書面には「証とについて・・・責任は応じなかまり、「集判で証書表しているものなるから、他に格別の証拠も存らの記言することで・・・責任は応じなかまし、「表述できない。また、本件金証拠を検討するも、おおいて、原告会社が、被告Bの採証活動をが記さと妨害を覆すに足りる証拠を検討するも、と認めるに足る証拠もない、よっにもはによれば、本件(③の事実摘示(労働組合活動の封殺等)について、被告らに、特段の事情が存在するとは認められず、当該判断を覆すに足りる証拠もおの封殺等)について、被告らは、本件全証拠を検討すると認示(労働組合活動の封殺等)について、被告らは、本件金証拠すると認示(労働組合活動の封殺等)について、被告らは、本件金証拠すあると認示(労働組合活動の封殺等)について、被告らにおいて、前に責実できるとは認められず、当該判断を覆すに足りる証拠は存在せず、また、被告らにおいて、前記事実できるとは認められず、当該判断を覆すに足りる証拠は存在せず、また、被告らにもの事情が存在するとは認められず、当該判断を覆すに足りる証拠は存在せず、また、被告らにもいて、でならにまれば、本件のの事実摘示(不当な労務政策等)について、被告らは、本件の事実摘示(不当な労務政策等)について、被告らは、本件の事実摘示(不当な労務政策等)について、での告にさればの告もは、本件のの事実摘示(不当な労務政策等)が真実であるか、仮にそうでなかったとしても、そう信責によれば、本件のの事実摘示(不当な労務政策等)について、では、1月1月1日の毎日新聞到刊の記事によれば、原告

オー本件®の事実摘が、(か当な刃物域な事) にっぱく (ア) 被告らは、本件⑤の事実摘示(不当な労務政策等)が真実であるか、仮にそうでなかったとしても、そう信ずるにつき相当な理由がある旨主張し、その理由として、「平成14年11月1日の毎日新聞朝刊の記事によれば、原告会社の労務政策が従業員を自殺に追いやったことは事実である。」と主張する(争点3【被告ら】主張エ(イ) c⑤)

ろである。

したがって、以上によれば、被告らの前記ビラ配付等の街宣活動等が、いずれも「公共の利害に関する事実」 「専ら公益を図る目的」に出たものであると認めることは困難であり、当該判断を覆すに足りる証拠は存在し (I)に係り, 

以上の検討結果によれば、被告らの前記ビラ配付等の街宣活動等は、特段の事情が認められないから、いずれも原告 会社の名誉・信用を毀損し、平穏(4) 原告会社が被った損害額 平穏に営業活動を営む権利を侵害する違法な行為というべきである。

(4) 原告会社が被った預書額 ア 前記争いのない事実等 (3) イ, 前記(1) ないし(3)によれば、被告らが、平成14年6月27日から同15年5月7日までの間、16回にわたり(月に1~2回程度)原告会社の株主総会の会場前、原告本社のある $\alpha$ 前、原告会社が製品を出展している $\theta$ 前、原告会社の出席した賀詞交歓会の会場であった $\iota$  ビル前、原告会社の玉川工場前等において、約1時間程度、原告会社の名誉・信用を毀損する前記ビラを通行人等不特定多数に交付し、あるいは、これらのビラを交付した上で拡声器ないしハンドメガホンにて本件解雇等につき原告会社を非難し抗議する内容の演説をしたりシュプレヒコールをする等の街宣活動等を行ったことは、原告会社の名誉・信用を毀損し、平穏に営業活動を営む権及らにということができ、被告らは、これにより被った原告会社の損害を賠償する義務があるというべきである。

る。この点に関し、被告らは、原告会社は同社に発生した無形損害の内容を事実として主張立証すべきであるし、かつそれが金銭的評価の可能なものであることも主張立証しなければならないところ、原告会社はかかる意味での主張立証していないと主張する(争点3【被告ら】主張ウ)。しかし、原告会社は、同社の名誉・信用が毀損され、平穏に営業を営む権利が侵害されたことを主張立証しており、また、その旨前示のとおり認められること、無形損害の額は、証拠資料に基づき、事実審の口頭弁論終結時までに生じたと認定することができる諸般の事情を斟酌して裁判所が算定するものであること等に照らすと、被告らの主張は理由がなく、採用することができない。イーところで、原告会社は、同社が被った損害の算定に当たって、「被告らによる街宣活動が原告会社や同社本社が入居しているのに出店しているブランドショップらの営業・業務を妨害し多大な支障を生ぜしめていることは明らかる。被告らの抗議活動が始まっているは、原告会社ではその対応に比較なれており、株主後会・取る代数の原告会社総務可能の表す。

る。被言らの抗議活動が始まってからは、原言芸社ではその対応にに移されてあり、株主総芸・取締役芸・監査役芸の 運営準備、社員教育、給与等の原告会社総務部員の本来の業務が滞っている状況にある。原告会社の総務部員は、被告 らの街宣活動中、ホテル $\beta$ の警備担当者とともに同活動を監視し、かつ記録をとらなければならず、また、街宣活動終 了後にはテープ起こし等に忙殺されるほか、他のブランドショップへの謝罪等を余儀なくされるなどしている。原告会 社の総務部員以外の従業員も、街宣活動等が執拗に繰り返され、自らの所属する会社が誹謗中傷されることから、同活 動力が、 (1))

しかしながら、原告会社が $\alpha$ のテナントに謝罪したのは平成11年8月から9月にかけてのことであってそれ以後はないこと(しかも、本件請求原因事実とは直接には関係がない)(争いのない事実等(2)カ)、原告会社の総務部員が被告らの街宣活動に対応するのも、月に $1\sim2$ 回程度で約1時間程度であること、 $\alpha$ 前での街宣活動においては、原告会社本社の従業員には、被告組合の街宣活動であると気づく程度の音しか聞こえてこないこと(争いのない事実等(3)イ(1))等に照らすと、原告会社主張の前記事実は損害賠償額を算定するに当たって斟酌すべき事情とまでは認

ののできない。 ウ 前記ア、イに、被告らのビラ等の内容や街宣活動等が16回にもわたって執拗に繰り返されたこと等、本件証拠により認められる諸般の事情を併せ斟酌すれば、原告会社が被告らの行為により被った損害額は150万円であると認定するのが相当であり、当該判断を覆すに足りる証拠は存在しない。

以上によれば、原告会社の被告らに対する損害賠償請求は、150万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余の請求部分は理由がない。

以上によれば、原告会社の被告らに対する損害賠債請求は、150万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める 程度で理由があり、その余の請求部分は理由がない。 4 争点 4 (原告会社の差止請求の成否) について (1) 請求の趣旨の特定性について 被告らは、原告会社の被告らに対する請求の趣旨 (前記第1請求第2項) 自体が不特定であることを理由に、原告会社の被告らに対する意止請求の趣旨 (前記第1請求第2項) 自体が不特定であることを理由に、原告会社の被告らに対する差止請求したのを同様に、前記第1請求第2項はその内容が十分特定されていると認められるがら、被告らの主張は理由がなく、採用することができない。 (2) 差止請求の成否について 法人場 その名誉・信用が毀損され、平穏に営業活動を営む権利が侵害され、今後も当該侵害行為が継続する蓋然 (2) 差止請求の成否について ア 法人場合には、当該侵を差し止める権利を有していると解するのが相当である。 イ これを本件についてみるに、前記争いのない事実等(2) ウ, (3) イ, 同(4) , 前記3 (1) ないし(3) によれば、①被告らの街宣活動に係るビラの内容等は、虚偽の内容を含んだ原告会社の名誉・信用を毀損し、平穏にいるよれば、①被告らの街宣活動に係るビラの内容等は、たる、の内容を含んだ原告会社の名誉・信用を毀損し、平穏にいるよれば、①被告らの街宣活動に係るビラの内容等は、たる規令を含むのとして保護に値しないものとれば、①を本科を侵害するものであおり、このより表示を書」等を読み上げる行為が39回に及んでいるとと、記を告诉るを得ないこと、②被告らめり表示を書」等を読み上げる行為が39回に及んでいるとと、3での街宣活動を複合にいること、《初、古の街宣活動等を持つ方案が確定後も、月に1回から数回程度、各回1時間程度の可能を会社に対立るに対するのの街宣活動等を持つ方案然性は極めて高いといわざるを得が、原告会社において必要性は極めて高いというべきを表し、は、数記をいると、表示を表しまない。 また、前記をいのない事実第(2) イミい エーロ (4) アびご地 (用 5.1 の 0 ない) また、前記をいのない事実第(2) イミい エーロ (4) アびご地 (用 5.1 の 0 ない) また、前記をいるない事実第(2) イミい エーロ (4) アびご地 (用 5.1 の 0 ない) また、前記をいるない事実第(2) イミい エー 前記をいるない 東京第(2) イミい エー 前記をはない (2) エー 前記をはないる エー が記をはないる エー が記をがまる エー が記をがまる エー 前記をはないる エー が記をはないる エー が記をはないる エー が記をはないる エーロ (4) アびごはないる (4)

る。 また、前記争いのない事実等(2)イないし工、同(3)イ、同(4)及び証拠(甲51の2ないし12)並びに弁論の全趣旨によれば、①別件訴訟において、原告会社・被告B間に雇用関係のないことが公権的に確定し、法的には本件解雇に関する紛争は解決されて、以後被告組合は原告会社に対する団体交渉権を失っているのであるから、以後、原告会社は被告組合からの面会申し出に対して応ずる法的義務はないこと、②それにもかかわらず、被告らは、別件訴訟が確定後も、原告会社の本社前のみならず、玉川工場前、大阪支店前、東北支店前、石材サービスセンター前、千葉鶴舞支店前や三重工場前等において、本件解雇を撤回させるために街宣活動をしていること、③被告らが原告会社本社に来社したのは平成14年7月11日が最後ではあるがそれ以前は同日を含めて40回にわたり原告会社本社で「抗議及び要求書」等の読み上げをしていることが認められ、これら被告らの前記街宣活動を保護するためには、原告会社の被告らに対する差止請求は、主文第2項の限度で認容するのが相当であり、この限度を超える部分は理由がないというべきである。

会社の被告らに対する差止請求は、主文第2項の限度で認容するのが相当であり、この限度を超える部分は埋由がないというべきである。 ウ なお、この点について、被告らは、「被告らの行為は、いずれも典型的かつ正当な労働組合としての活動である 上、被告らはこれらの行為を整然と行っており、原告会社の業務や名誉・信用を現実に侵害するものではない。原告会 社は、単に被告らの行為によって迷惑を被っているというに等しい程度の抽象的な主張をすることによって、他人に迷惑を及ぼす行為は当然差し止められて然るべきであるとの乱暴な論理を展開しているにすぎない。」と主張する(争点 4【被告ら】主張イ)。しかしながら、前示のとおり、被告らの行為は、原告会社の名誉・信用及び平穏に営業活動を 営む権利を侵害する違法なものであるから、被告らの主張は理由がなく、採用することができない。 また、被告らは、表現の自由に対する事前抑制は当該行為が他人の権利を侵害する明白かつ現在の危険がある場合に

限られるべきであるとも主張する(争点4【被告ら】主張ウ)。しかし、前示のとおり、被告らの街宣活動に係るビラの内容は虚偽の内容を含むものであるところ、このような被告らの表現行為は憲法等で保障する表現の自由を逸脱するものとして保護に値しないといわざるを得ない。よって、被告らの前記主張も理由がなく、採用することができない。(3) 小括 以上によれば、原告会社の被告らに対する差止請求は、主文第2項の限度で理由があるのでこれを認容するのが相当であり、これを超える請求部分は理由がないのでこれを棄却するのが相当である。第4 結論 以上によれば、原告らの請求は、主文の限度で理由があるのでこれを認容し、その余の請求部分は理由がないのでこれを棄却することにする。 東京地方裁判所民事第36部 裁判長裁判官 難波孝一

裁判長裁判官 難波孝一 裁判官 三浦隆志 裁判官 知野明